

河川水質環境基準に係る類型指定について

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、次の表の水質の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「告示」という。）別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を次の表の該当類型及び達成期間の欄に掲げるとおり改正する。

水系	水 域	BOD等5項目 (告示別表2の1の(1)ア)				水生生物項目 (告示別表2の1の(1)イ)				
		今回改正分		改正前		今回改正分		改正前		
		該当 類型	達成 期間	該当 類型	達成 期間	該当 類型	達成 期間	該当 類型	達成 期間	
淀川水系	船橋川 (全域)	B	イ	B	ハ			生物B	イ	
	穂谷川 (全域)	B	イ	B	ハ			生物B	イ	
	檜尾川 (全域)	A	イ	B	イ			生物B	イ	
	天野川 (奈良県界より下流)	B	イ	B	ハ			生物B	イ	
	芥川(1) (京都府界から塚脇橋まで)			AA	イ			生物A	イ	
	芥川(2) (塚脇橋より下流)			A	イ			生物B	イ	
	水無瀬川 (全域)			A	イ			生物A	イ	
神崎川水系	天竺川 (全域)			B	イ			生物B	イ	
	安威川上流 ※ 安威川ダム流出端より上流			A	イ			生物A	イ	
	安威川下流(1) ※ 安威川ダム流出端から茨木川合流点まで	A	イ	A	イ	生物A	イ	生物B	イ	
	安威川下流(2) ※ 茨木川合流点から大正川合流点まで	A	イ			生物B	イ			
	安威川下流(3) (大正川合流点より下流)	B	イ	B	ロ			生物B	イ	
	佐保川及び茨木川 (全域)			A	イ			生物B	イ	
	大正川 (全域)			A	イ			生物B	イ	
	勝尾寺川 (全域)	A	イ	A	ロ			生物B	イ	
	箕面川(1) (箕面市取水口より上流)			AA	イ			生物A	イ	
	箕面川(2) (箕面市取水口から兵庫県界まで)			A	イ			生物B	イ	
	余野川 (全域)			A	イ			生物A	イ	
	千里川 (全域)			A	イ			生物B	イ	
	田尻川 (兵庫県界より上流)			A	イ			生物A	イ	
	一庫・大路次川 (京都府界から兵庫県界まで)			A	イ			生物A	イ	
	山辺川 (全域)			A	イ			生物A	イ	
	寝屋川水系	寝屋川(1) (住道大橋より上流)			B	イ			生物B	ロ
		寝屋川(2) (住道大橋より下流)	C	ロ	D	ロ	生物B	ロ		指定なし
恩智川 (全域)		C	イ	C	ロ	生物B	イ	生物B	ロ	
古川 (全域)		C	ロ	D	ロ	生物B	ハ		指定なし	
第二寝屋川 (全域)				D	イ				指定なし	
平野川分水路 (全域)		C	イ	D	イ	生物B	ハ		指定なし	
平野川 (全域)		C	イ	D	イ	生物B	ハ		指定なし	
大阪市内河川	大川 (大川全域及び城北川全域)			B	イ			生物B	イ	
	堂島川 (全域)			B	イ			生物B	イ	
	土佐堀川 (全域)	B	イ	C	イ			生物B	イ	
	道頓堀川 (全域)			B	イ			生物B	イ	
	正蓮寺川 (全域)			B	イ			生物B	イ	
	六軒家川 (全域)			B	イ			生物B	イ	
	安治川 (全域)			B	イ			生物B	イ	
	尻無川 (全域)			B	イ			生物B	イ	
	木津川 (全域)			B	イ			生物B	イ	
	木津川運河 (全域)			B	イ			生物B	イ	
	住吉川 (全域)			B	ロ			生物B	イ	
	東横堀川 (全域)			B	イ			生物B	イ	
	大和川水系	石川 (全域)	A	イ	B	イ			生物B	イ
千早川 (全域)				A	イ			生物B	イ	
天見川 (全域)				A	イ			生物B	イ	
石見川 (全域)				AA	イ			生物A	イ	
飛鳥川 (全域)		C	イ	C	ロ			生物B	イ	
梅川 (全域)				A	イ			生物B	イ	
佐備川 (全域)				B	イ			生物B	イ	
東除川 (全域)		C	イ	C	ロ			生物B	ロ	
西除川(1) (狭山池流出端より上流)		B	イ	B	ロ			生物B	イ	
西除川(2) (狭山池流出端より下流)		C	イ	D	ロ	生物B	ハ		指定なし	
泉州諸河川	石津川 (全域)	B	イ	D	イ	生物B	ロ		指定なし	
	和田川 (全域)	B	イ	C	ロ			生物B	イ	
	大津川上流 (泉大津市高津取水口より上流)			B	ロ			生物B	イ	
	大津川下流 (泉大津市高津取水口より下流)			C	イ			生物B	イ	
	牛滝川 (全域)	A	イ	B	ロ			生物B	イ	
	松尾川 (全域)			B	ハ			生物B	イ	
	横尾川 (全域)			B	イ			生物B	イ	
	父鬼川 (全域)			A	イ			生物B	イ	
	春木川 (全域)	C	イ	D	イ	生物B	ロ		指定なし	
	津田川 (全域)	D	イ	E	イ				指定なし	
	近木川上流 (柹谷川合流点より上流)			B	イ			生物B	イ	
	近木川下流 (柹谷川合流点より下流)			D	イ				指定なし	
	見出川 (全域)	D	ロ	E	イ				指定なし	
	佐野川 (全域)	D	イ	E	イ				指定なし	
	櫻井川上流 (菟田橋より上流)			B	イ			生物B	イ	
	櫻井川下流 (菟田橋より下流)	C	イ	E	イ	生物B	ロ		指定なし	
	男里川 (全域)			A	イ			生物B	ロ	
	金熊寺川 (全域)			A	イ			生物B	イ	
	菟塚川 (全域)			A	イ			生物B	イ	
	山中川 (全域)			A	イ			生物B	イ	
	番川 (全域)			A	イ			生物B	イ	
	大川 (全域)			A	イ			生物B	イ	
	東川 (全域)			A	イ			生物B	イ	
	西川 (全域)			A	イ			生物B	イ	

※令和5年度から安威川ダムが供用開始されることなどから、安威川における水域の範囲を下記のとおり改正した。

水域	今回改正分	改正前
安威川上流	安威川ダム流出端より上流	茨木市取水口より上流
安威川下流(1)	安威川ダム流出端から茨木川合流点まで	茨木市取水口から大正川合流点まで
安威川下流(2)	茨木川合流点から大正川合流点まで	
安威川下流(3)	(改正なし)	大正川合流点より下流

備考 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- (1) 「イ」は、直ちに達成
- (2) 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
- (3) 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成